

熊本市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

熊本市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

熊本市一般職の職員の給与に関する条例（昭和 26 年条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 16 条第 1 項第 1 号中「になった者」を「となった職員で、当該異動の直前の住居から当該異動の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して人事委員会規則で定める基準に照らして困難であると認められるもの」に改め、「職員」の次に「（配偶者の住居から在勤する公署に通勤することが、通勤距離等を考慮して人事委員会規則で定める基準に照らして困難であると認められない職員を除く。）」を加える。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（提出理由）

単身赴任手当の支給要件の見直しを行うため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

熊本市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年条例第5号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>（単身赴任手当）</p> <p>第16条 単身赴任手当は、次に掲げる職員に支給する。</p> <p>(1) 勤務公署を異にする異動に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他人事委員会規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなつた職員で、当該異動の直前の住居から当該異動の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して人事委員会規則で定める基準に照らして困難であると認められるものうち、単身で生活することを常況とする職員（配偶者の住居から在勤する公署に通勤することが、通勤距離等を考慮して人事委員会規則で定める基準に照らして困難であると認められない職員を除く。）</p> <p>(2) 前号の職員との権衡上、必要があると認められる者として人事委員会規則で定める職員</p> <p>2 単身赴任手当の月額は、30,000円（人事委員会規則で定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下「交通距離」という。）が人事委員会規則で定める距離以上である職員にあっては、その額に、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて人事委員会規則で定める額を加算した額）とする。</p> <p>3 前2項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。</p>	<p>（単身赴任手当）</p> <p>第16条 単身赴任手当は、次に掲げる職員に支給する。</p> <p>(1) 勤務公署を異にする異動に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他人事委員会規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することになつた者のうち、単身で生活することを常況とする職員</p> <p>(2) 前号の職員との権衡上、必要があると認められる者として人事委員会規則で定める職員</p> <p>2 単身赴任手当の月額は、30,000円（人事委員会規則で定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下「交通距離」という。）が人事委員会規則で定める距離以上である職員にあっては、その額に、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて人事委員会規則で定める額を加算した額）とする。</p> <p>3 前2項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。</p>

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。